平成27年12月28日条例第25号

改正

平成28年4月1日条例第2号 平成28年4月1日条例第3号 平成28年4月1日条例第4号

大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (市の責務)
- 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため に必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に 応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が次項の規定により同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2機関の欄に掲げる機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することが できる。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表 の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程 の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき

は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、その他の規程 の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき は、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第4 項及び付則第6項の規定は、平成28年5月1日から施行する。

(施行日前における子ども医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用)

6 市長は、付則第4項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び同条例別表第2の1の項特定個人情報の欄 に掲げる特定個人情報を利用することができる。

付 則 (平成28年4月1日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 - 付 則 (平成28年4月1日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3 項及び付則第5項の規定は、平成28年5月1日から施行する。 (施行日前における重度障害者医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用)

5 市長は、付則第3項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び同条例別表第2の3の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

別表第1 (第4条関係)

項	機関	事務			
1	市長	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号)による			
		子ども医療費(以下「子ども医療費」という。)の支給に関する事務であ			
		って規則で定めるもの			
2	市長	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第6			
		号) によるひとり親家庭等医療費(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)			
		の支給に関する事務であって規則で定めるもの			
3	市長	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例 (昭和49年条例第25号) に			
		よる重度障害者医療費(以下「重度障害者医療費」という。)の支給に関			
		する事務であって規則で定めるもの			
4	教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助(以下「就学			
		援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの			

別表第2 (第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
1	市長	トども医療費の支給に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係
		であって規則で定めるもの	情報、地方税関係情報、障害者関係情
			報、ひとり親家庭等医療費の支給に関
			する情報又は重度障害者医療費の支給
			に関する情報であって規則で定めるも
			の

2	市長	ひとり親家庭等医療費の支給に関	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		する事務であって規則で定めるも	報、生活保護関係情報、地方税関係情
		Ø)	報、公営住宅法(昭和26年法律第193
			号) による公営住宅の管理に関する情
			報(以下「公営住宅関係情報」という。)、
			住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号)
			による改良住宅の管理若しくは家賃若
			しくは敷金の決定若しくは変更若しく
			は収入超過者に対する措置に関する情
			報(以下「改良住宅関係情報」という。)、
			児童扶養手当関係情報、中国残留邦人
			等支援給付等関係情報、子ども医療費
			の支給に関する情報又は重度障害者医
			療費の支給に関する情報であって規則
			で定めるもの
3	市長	重度障害者医療費の支給に関する	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		事務であって規則で定めるもの	報、生活保護関係情報、地方税関係情
			報、中国残留邦人等支援給付等関係情
			報、子ども医療費の支給に関する情報
			又はひとり親家庭等医療費の支給に関
			する情報であって規則で定めるもの
4	市長	児童福祉法(昭和22年法律第164	医療保険給付関係情報又は地方税関係
		号)による小児慢性特定疾病医療	情報であって規則で定めるもの
		費の支給に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
5	市長	児童福祉法による障害児通所給付	障害者関係情報であって規則で定める
		費、特例障害児通所給付費若しく	もの
		は高額障害児通所給付費の支給又	
		は障害福祉サービスの提供に関す	

		る事務であって規則で定めるもの	
6	市長	児童福祉法による肢体不自由児通	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		所医療費の支給に関する事務であ	報、生活保護関係情報、地方税関係情
		って規則で定めるもの	報又は中国残留邦人等支援給付等関係
			情報であって規則で定めるもの
7	市長	児童福祉法による保育所における	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		保育の実施又は措置に関する事務	報、生活保護関係情報、地方税関係情
		であって規則で定めるもの	報、児童扶養手当関係情報又は特別児
			童扶養手当関係情報であって規則で定
			めるもの
8	市長	児童福祉法による費用の徴収に関	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		する事務であって規則で定めるも	報、生活保護関係情報、地方税関係情
		O	報、児童扶養手当関係情報又は特別児
			童扶養手当関係情報であって規則で定
			めるもの
9	市長	児童福祉法による助産施設におけ	児童福祉法による障害児通所支援若し
		る助産の実施又は母子生活支援施	くは障害児入所支援に関する情報、障
		設における保護の実施に関する事	 害者関係情報、生活保護関係情報、地
		務であって規則で定めるもの	方税関係情報、児童扶養手当関係情報、
			特別児童扶養手当関係情報、中国残留
			邦人等支援給付等関係情報又は障害者
			の日常生活及び社会生活を総合的に支
			援するための法律 (平成17年法律第123
			号) による自立支援給付の支給に関す
			る情報であって規則で定めるもの
10	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)	生活保護関係情報又は特別児童扶養手
		による給付の支給又は実費の徴収	当関係情報であって規則で定めるもの
		に関する事務であって規則で定め	
		るもの	

	1	
11	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律障害者関係情報、生活保護関係情報、
		第283号)による障害福祉サービ地方税関係情報又は中国残留邦人等支
		ス、障害者支援施設等への入所等援給付等関係情報であって規則で定め
		の措置又は費用の徴収に関する事るもの
		務であって規則で定めるもの
12	市長	生活保護法(昭和25年法律第144予防接種法による給付の支給に関する
		号)による保護の決定及び実施又情報、障害者関係情報、地方税関係情
		は徴収金の徴収に関する事務であ報、公営住宅関係情報、戦傷病者戦没
		って規則で定めるもの 者遺族等援護関係情報、未帰還者留守
		家族等援護法(昭和28年法律第161号)
		による留守家族手当等の支給に関する
		情報、改良住宅関係情報、戦没者等の
		妻に対する特別給付金支給法(昭和38
		年法律第61号)による特別給付金の支
		給に関する情報、戦傷病者特別援護法
		(昭和38年法律第168号)による援護に
		関する情報、戦没者等の遺族に対する
		特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100
		号) による特別弔慰金の支給に関する
		情報、戦傷病者等の妻に対する特別給
		付金支給法(昭和41年法律第109号)に
		よる特別給付金の支給に関する情報、
		戦没者の父母等に対する特別給付金支
		給法(昭和42年法律第57号)による特
		別給付金の支給に関する情報又は健康
		増進法(平成14年法律第103号)による
		健康増進事業の実施に関する情報であ
		って規則で定めるもの
13	市長	地方税法(昭和25年法律第226号)医療保険給付関係情報、障害者関係情

	1	
		その他の地方税に関する法律及び報、生活保護関係情報、年金給付関係
		これらの法律に基づく条例による情報又は介護保険給付等関係情報であ
		地方税の賦課徴収に関する事務でって規則で定めるもの
		あって規則で定めるもの
14	市長	公営住宅法による公営住宅の管理障害者関係情報又は地方税関係情報で
		に関する事務であって規則で定めあって規則で定めるもの
		るもの
15	市長	国民健康保険法(昭和33年法律第生活保護関係情報、地方税関係情報、
		192号) による保険給付の支給に関子ども医療費の支給に関する情報、ひ
		する事務であって規則で定めるもとり親家庭等医療費の支給に関する情
		の 報又は重度障害者医療費の支給に関す
		る情報であって規則で定めるもの
16	市長	国民年金法(昭和34年法律第141障害者関係情報、生活保護関係情報又
		号) による年金である給付若しく は地方税関係情報であって規則で定め
		は一時金の支給、保険料の納付にるもの
		関する処分又は保険料その他徴収
		金の徴収に関する事務であって規
		則で定めるもの
17	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律障害者関係情報、生活保護関係情報、
		第37号)による障害福祉サービス、地方税関係情報又は中国残留邦人等支
		障害者支援施設等への入所等の措援給付等関係情報であって規則で定め
		置又は費用の徴収に関する事務でるもの
		あって規則で定めるもの
18	市長	住宅地区改良法による改良住宅の障害者関係情報又は地方税関係情報で
		管理若しくは家賃若しくは敷金のあって規則で定めるもの
		決定若しくは変更又は収入超過者
		に対する措置に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
19	市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第医療保険給付関係情報、生活保護関係

		238号) による児童扶養手当の支給情報、地方税関係情	青報、公営住宅関係
		に関する事務であって規則で定め情報、年金給付関係	《情報、改良住宅関
		るもの 係情報又は介護保険	食給付等関係情報で
		あって規則で定める	もの
20	市長	老人福祉法(昭和38年法律第133障害者関係情報、精	青神保健及び精神障
		号)による福祉の措置に関する事害者福祉に関する法	法律(昭和25年法律
		務であって規則で定めるもの 第123号)にいう精神	神障害者に関する情
		報、地方税関係情報	B、公営住宅関係情
		報、改良住宅関係情	青報又は介護保険給
		付等関係情報であっ	って規則で定めるも
		Ø	
21	市長	老人福祉法による費用の徴収に関地方税関係情報であ	っって規則で定める
		する事務であって規則で定めるももの	
		Ø)	
22	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法地方税関係情報であ	っって規則で定める
		(昭和39年法律第129号) による給もの	
		付金の支給に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
23	市長	特別児童扶養手当等の支給に関す障害者関係情報であ	っって規則で定める
		る法律(昭和39年法律第134号)にもの	
		よる特別児童扶養手当の支給に関	
		する事務であって規則で定めるも	
		σ	
24	市長	特別児童扶養手当等の支給に関す障害者関係情報であ	 っって規則で定める
		る法律による障害児福祉手当若しもの	
		くは特別障害者手当又は国民年金	
		法等の一部を改正する法律(昭和	
		60年法律第34号)附則第97条第 1	
		項の福祉手当の支給に関する事務	

		であって規則で定めるもの	
25	市長	母子保健法(昭和40年法律第141	医療保険給付関係情報、児童福祉法に
		号) による保健指導、新生児の訪	よる保育に関する情報、障害者関係情
		問指導、健康診査、妊娠の届出、	報、生活保護関係情報、児童扶養手当
		母子健康手帳の交付、妊産婦の訪	関係情報、児童手当関係情報、障害者
		問指導、低体重児の届出、未熟児	の日常生活及び社会生活を総合的に支
		の訪問指導、養育医療の給付又は	援するための法律による自立支援給付
		養育医療に要する費用の支給に関	の支給に関する情報、子ども医療費の
		する事務であって規則で定めるも	支給に関する情報、ひとり親家庭等医
		O	療費の支給に関する情報又は重度障害
			者医療費の支給に関する情報であって
			規則で定めるもの
26	市長	母子保健法による費用の徴収に関	地方税関係情報であって規則で定める
		する事務であって規則で定めるも	もの
		Ø	
27	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)	医療保険給付関係情報、生活保護関係
		による児童手当又は特例給付の支	情報又は年金給付関係情報であって規
		給に関する事務であって規則で定	則で定めるもの
		めるもの	
28	市長	高齢者の医療の確保に関する法律	障害者関係情報又は生活保護関係情報
		(昭和57年法律第80号)による後	であって規則で定めるもの
		期高齢者医療給付の支給又は保険	
		料の徴収に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
29	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給	予防接種法による給付の支給に関する
		に関する事務であって規則で定め	情報、障害者関係情報、地方税関係情
		るもの	報、公営住宅関係情報、戦傷病者戦没
			者遺族等援護関係情報、未帰還者留守
			家族等援護法による留守家族手当等の

		T	T
			支給に関する情報、改良住宅関係情報、
			戦没者等の妻に対する特別給付金支給
			法による特別給付金の支給に関する情
			報、戦傷病者特別援護法による援護に
			関する情報、戦没者等の遺族に対する
			特別弔慰金支給法による特別弔慰金の
			支給に関する情報、戦傷病者等の妻に
			対する特別給付金支給法による特別給
			付金の支給に関する情報、戦没者の父
			母等に対する特別給付金支給法による
			特別給付金の支給に関する情報又は健
			康増進法による健康増進事業の実施に
			関する情報であって規則で定めるもの
30	市長	介護保険法(平成9年法律第123	障害者関係情報、身体障害者福祉法に
		号) による保険給付の支給、地域	いう身体障害者に関する情報、精神保
		支援事業の実施又は保険料の徴収	健及び精神障害者福祉に関する法律に
		に関する事務であって規則で定め	いう精神障害者に関する情報、生活保
		るもの	護関係情報、地方税関係情報、公営住
			宅関係情報、改良住宅関係情報又は障
			害者の日常生活及び社会生活を総合的
			に支援するための法律による支援に関
			する情報であって規則で定めるもの
31	市長	被災者生活再建支援法(平成10年	医療保険給付関係情報、障害者関係情
		 法律第66号)による被災者生活再	報、生活保護関係情報、地方税関係情
		 建支援金の支給に関する事務であ	報、児童扶養手当関係情報又は特別児
		って規則で定めるもの	童扶養手当関係情報であって規則で定
			めるもの
32	市長		医療保険給付関係情報、障害者関係情
		 総合的に支援するための法律によ	報、生活保護関係情報、地方税関係情
			

		る自立支援医療費、療養介護医療	 報、特別児童扶養手当関係情報、特別
		費又は基準該当療養介護医療費	児童扶養手当等の支給に関する法律に
		(次項において「自立支援医療費	 よる障害児福祉手当若しくは特別障害
		等」という。) の支給に関する事	 者手当若しくは国民年金法等の一部を
		務であって規則で定めるもの	 改正する法律附則第97条第1項の福祉
			 手当の支給に関する情報、中国残留邦
			 人等支援給付等関係情報、子ども医療
			 費の支給に関する情報、ひとり親家庭
			等医療費の支給に関する情報又は重度
			障害者医療費の支給に関する情報であ
			って規則で定めるもの
33	市長	 	医療保険給付関係情報、障害者関係情
			報、生活保護関係情報、地方税関係情
		る自立支援給付(自立支援医療費	報、年金給付関係情報又は介護保険給
		等を除く。)の支給又は地域生活	付等関係情報であって規則で定めるも
		支援事業の実施に関する事務であ	Ø
		って規則で定めるもの	
34	市長	子ども・子育て支援法(平成24年	 医療保険給付関係情報、障害者関係情
		法律第65号)による子どものため	 報、生活保護関係情報、地方税関係情
		の教育・保育給付の支給又は地域	 報、児童扶養手当関係情報又は特別児
		 子ども・子育て支援事業の実施に	 童扶養手当関係情報であって規則で定
			1
		関する事務であって規則で定める	めるもの
34	市長	法律第65号)による子どものため の教育・保育給付の支給又は地域	報、生活保護関係情報、地方税関報、児童扶養手当関係情報又は特

別表第3 (第5条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活保護法による保護の決定	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年
		 及び実施又は徴収金の徴収に		法律第56号)による医療に
		 関する事務であって規則で定		要する費用についての援助

	1			
		めるもの		に関する情報であって規則
				で定めるもの
2	市長	中国残留邦人等支援給付等の	教育委員会	学校保健安全法による医療
		支給に関する事務であって規		に要する費用についての援
		則で定めるもの		助に関する情報であって規
				則で定めるもの
3	教育委員会	 学校保健安全法による医療に	市長	生活保護関係情報であって
		要する費用についての援助に 要する費用についての援助に		規則で定めるもの
		関する事務であって規則で定		
		めるもの		
4	教育委員会	 就学援助に関する事務であっ	市長	生活保護関係情報、地方税
		て規則で定めるもの		関係情報又は児童扶養手当
				関係情報であって規則で定
				めるもの